

# 外郭団体の該当要件と区分 の見直しについて

---

2021年5月20日

町田市外郭団体監理委員会資料1-1

総務部総務課行政管理係

# 1 見直しの背景

---

- ・2013年度に新たな外郭団体の定義を定めてから、一定の期間が経過した。
- ・2020年度包括外部監査報告書の総括意見へ対応する必要がある。
- ・外郭団体の該当要件と区分について例規に明記することなどの課題に対応する必要がある。

## 2 現行制度の課題

---

- ・「包括外部監査【総括意見2】外郭団体の条件について①」への対応

公の施設の指定管理者について、今後、市の外郭団体の該当要件とするかどうかについて検討する必要がある。

- ・「包括外部監査【総括意見1】外郭団体の区分についての考察」への対応

監理団体と基本情報公表団体とを区分する方法は、出資比率だけではなく、町田市の関与の度合いの程度により総合的に判断するべきである。

- ・外郭団体の該当要件の詳細が例規に定められていない。

# 3 外郭団体の該当要件及び区分の検討

---

## (1) 外郭団体を指定する目的

団体の事業や経営状況を確認・指導監督し、また積極的にその状況を情報公開することを担保するため。

### 【具体的な目的】

- ・行政機能を補完・代替する事業が適切に行われているかを確認及び指導監督すること、行政機能の補完・代替に影響が生じないように団体の経営状況を確認及び指導監督すること
- ・市の財政に深刻な影響を及ぼすことのないよう団体の経営状況を確認及び指導監督すること
- ・特別な財政的・人的援助について説明責任を果たすこと

### 3 外郭団体の該当要件及び区分の検討

---

(2)市と外部団体の関わり類型ごとの外郭団体の指定の必要性

市と外部団体との関わりである、「出資・出えん」「補助金・交付金・負担金・利子補給」「貸付金」「損失補償・借入保証」「信託」「人的支援」「指定管理者」「委託」の類型ごとに、「行政機能の補完の度合い」「権限の有無」「他の内部統制手段の有無」「市財政への影響の有無・大きさ」「特別な支援にあたるか」を検証(資料1-2参照)。

# 3 外郭団体の該当要件及び区分の検討 (資料1-2)

外部の団体への関わり類型ごとの外郭団体指定の必要性検討

市の外部の団体への関わり類型		①行政機能の補完の担保						指定の必要性	②外部団体の る(三セク基 →外郭団体に の確認、指導
		①-1行政機能の補完が発揮される事業内容を確認・指導 →外郭団体に位置づけることで、行政機能の補完が発揮されるように、所管部署に 事業内容の確認、指導を義務付ける			①-2行政機能の補完が影響が生じないように団体の経営状況を確認・指導 →外郭団体に位置づけることで、行政機能の補完に支障が生じないように、所管部署に団 体の経営状況の確認、指導を義務付ける				
1	出資・出捐	行政機能補完の度合い	◎	・市が行政機能を補完するために団体を設立している。	行政機能補完の度合い	◎	・市が行政機能を補完するために団体を設立している。	○	市財政への影響 大きさ
		指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限		指導監督の権 限
		他の統制手段	有	・地自法243の3④「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3④「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。		他の統制手段
2	補助金・交付金・負担金・利子補給	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	×	市財政への影響 大きさ
		指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。		指導監督の権 限
		他の統制手段	有	・「町田市補助金等の予算の執行に関する規則」で、申請・交付決定・実績報告などの手続が定まっており、会計事務の手続きの中に組み込まれている。	他の統制手段	無			他の統制手段
3	貸付金	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	×	市財政への影響 大きさ
		指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督の権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。		指導監督の権 限
		他の統制手段	無		他の統制手段	無			他の統制手段
4	損失補償・借入保証 借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、財政援助する。	○	市財政への影響 大きさ
		指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督の権限	○	・地自法221④「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」		指導監督の権 限

## 4 新たな外郭団体の該当要件

---

資料1-2において指定の必要性があると判断した類型については、外郭団体に指定する条件とする必要がある。



しかし、出資割合や金額の制限等を設けることなく該当要件とすると、外郭団体として指定する団体数が2000団体弱となり、業務の効率性の観点から現実的ではない。



そこで、各項目の関わりについては、指定する目的や権限、現行制度を勘案して、出資割合や金額等の該当要件を設ける。

※外郭団体に指定する団体は、主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるものとする(組合や連合組織、実行委員会を除くこととする)。

## 4 新たな外郭団体の該当要件

市と外部団体の関わり類型	条件
出資・出えん	4分の1以上を出資・出えん
補助金・交付金・負担金・利子補給	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の補助対象者に対して行っている補助金等 かつ</li><li>・金額が500万円以上 かつ</li><li>・団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている</li></ul>
貸付金	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上 かつ</li><li>・団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている</li></ul>
損失補償・借入保証	資本金等の4分の1以上の債務を負担している
信託の受託者	信託の受託者
人的支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要な役職員に市職員が就任 または</li><li>・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市職員を派遣</li></ul>

# 4 新たな外郭団体の該当要件

以下のいずれかに該当する団体を「外郭団体」とする。

- ①市が4分の1以上を出資又は出せんしている団体
- ②資本金等の4分の1以上の債務を負担している団体
- ③市から特定の補助対象者に対して行っている補助金等の額が500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体
- ④市から特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上かつ事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体
- ⑤主要な役職員に市職員が就任している団体
- ⑥公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市職員を派遣している団体
- ⑦その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体

# 4 新たな外郭団体の該当要件

	旧	新
市が4分の1以上を出資又は出えんしている団体	市が4分の1以上を出資又は出えんしている団体	【変更なし】 ①市が4分の1以上を出資又は出えんしている団体
損失補填、借入保証、信託している団体	-	【新規】 ② <u>資本金等の4分の1以上の債務を負担している</u>
市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている団体	A 市からの補助金額が500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体	【変更】 ③市から <u>特定の補助対象者に対して行っている補助金等の額が補助金等の額が500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている</u> 団体
	B 市から団体等の運営資金の貸付を受けている団体	【変更】 ④市から <u>特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上かつ事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている</u> 団体
	C 市からの補助金額が当該団体の事業規模(収入合計)の4分の1以上を占めており、かつ、主要な役職員に市職員が就任している団体	【変更なし】 ⑤主要な役職員に市職員が就任している団体
	D 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市職員を派遣している団体	【変更なし】 ⑥公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき市職員を派遣している団体
	E その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体	【変更なし】 ⑦その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体

# 5 外郭団体の指導監督の区分

---

## 【監理団体】

市が団体の運営に関与する根拠(権限)があるもの。

市が団体設立あるいは運営に関与するなど多大な権限・手段を行使して指導監督すべきもの。

## 【基本情報公表団体】

市が多大な影響を及ぼしているが、団体の運営にまで関与する根拠(権限)がないもの。

支援している事業内容や効果について指導監督すべきもの。

# 5 外郭団体の指導監督の区分

---

## ○区分の基準

・地方自治法第221条に基づく「予算の執行に関する長の調査権等」(権限)に合わせる。

第3項によるもの(出資団体、借入保証・損失補償・信託している団体) = 監理団体

第2項によるもの(補助金等、貸付け) = 基本情報公表団体

・人的支援については、

その手段が団体の運営にまで関与できるもの = 監理団体

団体の支援をしているだけのもの = 基本情報公表団体

# 5 外郭団体の指導監督の区分(資料1-3)

地方自治法第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、…委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、…工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(…)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が①出資している法人で政令で定めるもの、②普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が③受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

③施行令第五十二条  
5 …普通地方公共団体が受益権を有する信託…は、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

## ①地方自治法施行令第五十二条

1 …普通地方公共団体が出資している法人…は、次に掲げる法人とする。  
一 …地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人  
二 …資本金、基本金…の二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社  
三 …資本金、基本金…の四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの【町田市では条例の定めはなし】

## ②施行令第五十二条

4 …普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人…は、次に掲げる法人とする。  
一 …その者のためにその資本金、基本金…の二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社  
二 …その者のためにその資本金、基本金…の四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの【町田市では条例の定めはなし】

# 6 現在の外郭団体における 新要件・区分への該当状況(資料1-4)

外郭団体の該当要件及び指導監督の区分

2021年5月20日  
外郭団体監理委員会資料1-4

市の外部の団体への関わり類型		監理団体	基本情報公表団体 =外郭団体の該当要件
1	出資・出捐 ※一般社団法人・公益社団法人への実質的な出資・出えん含む	2分の1以上を出資又は出えんしている団体	4分の1以上2分の1未満を出資又は出えんしている団体
		一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター 一般財団法人町田市文化・国際交流財団 一般財団法人まちだエコライフ推進公社 一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス 株式会社町田新産業創造センター 一般社団法人町田市観光コンベンション協会 株式会社町田まちづくり公社 一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ 町田市土地開発公社	エルム・スリー管理会社 株式会社町田センタービル
2	補助金・交付金・負担金・利子補給		特定の補助対象者に対して行っている補助金等の額が補助金等の額が500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体
			一般財団法人 町田市体育協会
3	貸付金		特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上かつ事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体
			なし (社会福祉法人町田市福祉サービス協会は非該当)
	損失補償・借入保証 借入金の返済保証は行っていない	資本金等の2分の1以上の額の債務を負担している団体	資本金等の4分の1以上2分の1未満の額の債務を負担している団体